

【地区計画の区域内における建築物等の行為の届出について（都市計画法第58条の2）】

■ 届出に関する事前確認事項

- ☐ 地区計画区域内で建築等の行為を行う場合は、当該行為に着手する日の**30日前まで**に地区計画の届出が必要。
- 参考 → ※届出月が31日の月は翌月の同日以降が着手可能日となる。
届出月が30日の月は翌月の同日+1日以降が着手可能日となる。
- ☐ 適合通知書交付後、届出事項の変更があった場合は、変更に係る行為に着手する日の**30日前まで**に変更の届出が必要。
- ☐ 当該行為が建築確認申請を伴う場合は**確認申請前**に届出が必要。
- ☐ **届出前**に建築物の用途・建築面積等について、建築確認申請との整合を確認して下さい。（事前に確認検査機関等との協議を行うこと。）

■ 地区計画の届出に必要な添付図書

●:必須、○:該当する場合に必要な

行為の種別				添付図書	備考		
(1)	土地の区画 形質の変更			● 附近見取図	方位、道路及び目印となる地物を表示		
				● 区域図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該周辺の公共施設を表示		
				● 設計図	施行方法を明らかにした図面		
(2)	建築物の建築 又は 工作物の建設	建築物の建築	新築・移転	● 附近見取図	方位、道路及び目印となる地物を表示		
				● 配置図			
				● 土地の求積図			
				● 建築物の求積図			
				● 各階平面図			
				● 立面図(2面以上)	マンセル値を記載(①建築物の外壁、②外壁これに代わる柱、③屋根)		
				○ 外構平面図	「垣又はさくの構造の制限」がある地区の場合		
				○ 外構立面図	「垣又はさくの構造の制限」がある地区で、フェンス等設置する場合		
				○ 周辺写真(カラー) (周辺状況がわかるもの)	・「建築物等の形態又は意匠の制限」 ・「垣又はさくの構造の制限」 がある地区の場合		
				○ 緑地施設の位置図 面積表	地区整備計画に緑化率の最低限度が定められている場合		
				○ 確認申請書	建築基準法上の用途等確認に必要な場合		
		増築・改築	● 上記「新築・移転」の資料に加え、下記の資料を添付				
			● 当初の適合通知書(写)				
			○ 変更の適合通知書(写)	変更の届出をしている場合			
		工作物の建設	新築・移転 増築・改築	● 附近見取図	方位、道路及び目印となる地物を表示		
				● 配置図			
				● 平面図			
				● 立面図(2面以上)	マンセル値を記載		
				○ 周辺写真(カラー) (周辺状況がわかるもの)	「建築物等の形態又は意匠の制限」 がある地区の場合		
	○ 建設する敷地の建築物の 適合通知書(写)			自己用の広告物又は看板類のみが建築可能な地区において、工作物の届出を行う場合は、自己の用に供するものかを確認できるもの			
(3)	建築物等の 用途の変更			● 附近見取図	方位、道路及び目印となる地物を表示		
				● 配置図			
				● 各階平面図			
				● 立面図(2面以上)	マンセル値を記載(①建築物の外壁、②外壁これに代わる柱、③屋根)		
(4)	建築物又は 工作物の形態又は 意匠の変更			● 附近見取図	方位、道路及び目印となる地物を表示		
				● 配置図			
				● 立面図(2面以上)	・ 変更箇所及び制限内容に照らして必要な事項を表示 ・ マンセル値を記載(①建築物の外壁、②外壁これに代わる柱、③屋根、④広告物等)		
(5)	木竹の伐採			● 附近見取図	方位、道路及び目印となる地物を表示		
				● 区域図			
				● 設計図	施行方法を明らかにした図面		

■ 届出事項の変更の届出に必要な添付図書

変更の届出	● 附近見取図	方位、道路及び目印となる地物を表示
	● 変更前の図面	変更箇所に関する図面
	● 変更後の図面	変更箇所に関する図面
	● 当初の適合通知書(写)	
	○ 変更の適合通知書(写)	当該届出前に変更の届出があった場合

その他、地区に定められた制限内容に適合していることがわかる書類を必要に応じて添付ください。